

福岡水素エネルギー戦略会議

水素ファクトリー開発モデル事業 公募要領

1. 事業の目的

グローバル企業を中心に、サプライチェーン全体でのカーボンニュートラルを目指す時代となっており、ものづくり産業にも変革が求められています。工場のCO₂削減を図る革新的な技術を福岡県内から創出するため、再生可能エネルギー設備と水素燃料電池システムを組み合わせた「水素ファクトリー」の開発に挑戦する県内企業コンソーシアムが行う工場の脱炭素化モデル事業に対して助成を行います。

2. 製品開発支援の対象

県内に事業所等を有する企業（※1）を対象に、再生可能エネルギー設備と組み合わせることができ、既存のシステムより低コスト、高効率となることを目指した水素関連システム及び製品（※2）の開発を行う県内企業を中心としたコンソーシアムを支援対象とします。

※1 詳しくは「6. 応募資格」をご参照ください。

※2 （例）低コスト、高効率な燃料電池システム等

3. 助成期間、助成額、採択予定件数

- ・助成期間 : 2年以内（令和4～5年度）（※1）
- ・助成額 : 1,000万円／年以内
- ・採択予定件数 : 1件

※1 事業開始から2年以内に、当事業で作成のシステム及び製品を工場に導入し、再エネと組合わせた実証を開始することを目指すものとする。また、段階的に規模を拡大させ、将来的には水素ファクトリーパッケージとして、自社展開、国内展開についての検証を行うものとする。

4. 助成対象経費、助成割合

(1) 助成対象経費は、次に掲げる開発経費とします。

(経費区分の詳細は、5頁「別表」に示すとおり。)

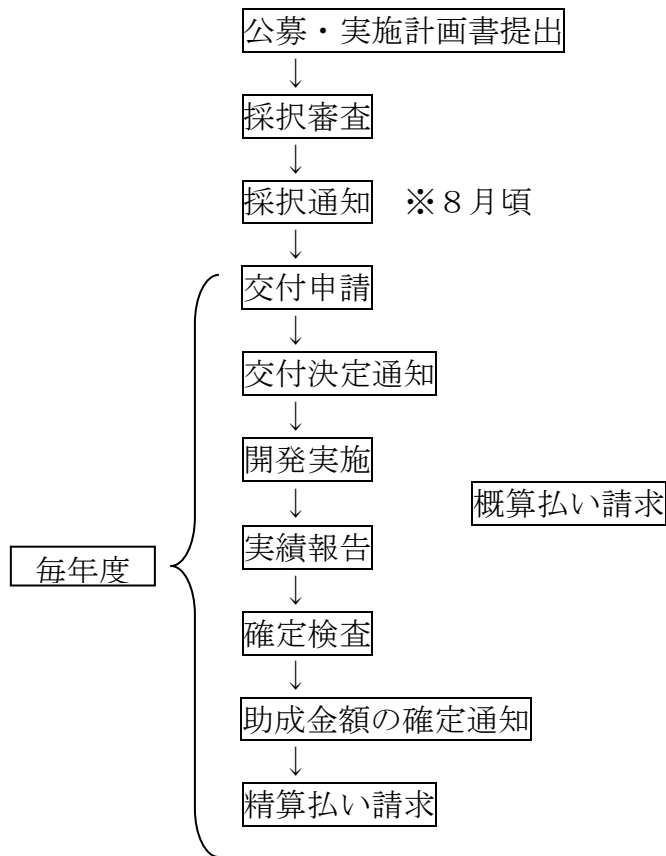
- ・機械装置費
- ・消耗品費
- ・委託費
- ・調査旅費
- ・人件費
- ・その他経費

(2) 助成割合は、助成対象経費の1/2以内とします。

(3) 一般管理費は助成対象外とします。

(4) 対象経費に占める人件費の割合は1/3を限度とします。

5. 事業の流れ



6. 応募資格

- (1) 福岡水素エネルギー戦略会議会員で構成する「産」「学」「官」、「産」「学」、「産」「官」または「産」「産」で構成される共同開発チームであること。(※1, 2, 3)
- (2) 提案代表者は、「産」であること。
- (3) 共同開発チームに、県内企業が含まれること。(※4, 5)

※1 「産」とは、日本国内に事業所を有し、1年以上事業を継続している大企業、中堅・中小企業をいいます。

※2 「学」とは、学校教育法に規定する大学、短期大学、高等専門学校、及び国立大学法人法に規定する大学共同利用機関法人に在籍する研究者をいいます。

※3 「官」とは、国立、独立行政法人及び公設の試験研究機関をいいます。

※4 「県内企業」とは、「産」のうち、本社が福岡県内に所在する企業、または提案書に基づく開発を実施する研究所等が福岡県内に所在する企業をいいます。

※5 「産」については、事業開始後も必要に応じ、新規参入を可能とする。県内の水素関連産業の振興のために積極的に県内の中小・ベンチャー企業との連携を検討すること。

7. 実施計画書受付期間

令和4年7月15日（金）から令和4年7月29日（金）午後5時必着

8. 様式

様式1 「福岡水素エネルギー戦略会議水素ファクトリー開発実施計画書」

様式2 「プロジェクト概要書」

9. 実施計画書の提出方法

提案者(共同開発チームの代表企業)は、以下資料①～③を、メール、持参又は郵送のいずれかにより提出してください。

- ① 様式1 「福岡水素エネルギー戦略会議水素ファクトリー開発実施計画書」
- ② 様式2 「プロジェクト概要書」
- ③ 「提案テーマの基礎となる保有技術」を示す参考資料

※ 計画書は採択審査以外の目的に使用せず、応募内容に関する秘密は厳守いたします。計画書は返却いたしません。

提出された計画書等について、ヒアリングを行う場合があります。

10 採択審査

提案されたテーマの中から、「製品開発の目的・目標の妥当性」「事業終了後の発展性」等を総合的に判断し内定者を決定します。

なお、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられませんのでご了承願います。

11 審査結果の通知

審査結果は、8月頃にお知らせする予定です。

12 助成金の支払

助成金の支払いは、概算払い及び精算払いを併用するものとします。

なお、概算払いとは、原則として、年度途中に行う、支払済及び支払いが確定している経費に係わる助成金の支払いをいいます。

13 成果の帰属

助成事業によって得られた産業財産権等の成果は、原則として、助成を受けた共同開発チームに帰属します。

14 その他

(1) 助成対象は、原則として、採択通知日以降に発生した経費とします。

- (2) 助成金の交付決定は単年度毎に行います。
- (3) 複数年度にわたる事業については、前年度の事業実績の評価を行い、その結果に基づき助成額を決定します。
評価結果によっては、助成金が交付されない場合や、助成金が減額される場合があります。
- (4) 補助事業終了後、開発した製品を市場に展開したことにより得た収益については、その一部を戦略会議に納付しなければなりません。

15. 問い合わせ及び応募書類の提出先

福岡水素エネルギー戦略会議事務局（福岡県商工部自動車・水素産業振興内）

担当：田中

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

TEL 092-643-3448 , FAX 092-643-3847

E-mail info@f-suiso.jp

URL <http://www.f-suiso.jp>

別表（経費の区分）

1. 機械装置費	1 件が 10 万円以上の機械装置又は工具器具の購入、製作、改良、修繕、据付、撤去に要する経費。 (但し、パソコン等著しく汎用性の高いと認められるものは除く。)
2. 消耗品費	試薬、工具、消耗品のほか、1 件が 10 万円未満の機械装置又は工具器具の購入等に要する経費。
3. 委託費	試験、設計、加工、装置の据付工事等の外注に要する経費。 (但し、機械装置費に含まれる経費は除く。)
4. 調査旅費	必要な調査や出張のための経費。 (社内規定に基づいた旅費等を認める。)
5. 人件費	当該事業に直接関与する者の人件費。 (但し、直接作業時間に対するものに限る、対象経費に占める人件費の割合は 1 / 3 を限度とする。)
6. その他経費	1 ～ 4 以外で会長が認めた経費。 (但し、茶菓子代や飲食費、交際接待費は除く。)